

島根労働局発表
平成27年5月28日

【照会先】

担	労働基準部健康安全課 課長 沖田秀之（内線5080） 課長補佐 藤原淳一（内線5083）
当	Tel 0852-31-1157

「ストレスチェック制度」研修会を開催します

～12月から労働者50人以上の事業場でストレスチェックが義務付けられます～

島根労働局（局長 ふるたこうしやう 古田宏昌）は、改正労働安全衛生法第66条の10に基づき平成27年12月1日から施行されるストレスチェック制度の具体的な運用方法を説明するために、管内の労働基準監督署と島根産業保健支援センターとの共催で「ストレスチェック制度」研修会を開催します。

1 日時・場所

番号	日時	場所	定員
①	平成27年6月9日（火） 14:00～16:00	くにびきメッセ 501号室 松江市学園南1丁目2番1号	130名 （満場）
②	平成27年6月15日（月） 14:00～16:00	チェリバホール 大会議室 雲南市木次町里方55番地	100名
③	平成27年6月24日（水） 14:00～16:00	朱鷺会館 大ホール 出雲市西新町2丁目2456-4	200名
④	平成27年6月29日（月） 14:00～16:00	くにびきメッセ 501号室 松江市学園南1丁目2番1号	130名 （満場）

※ ①及び④の会場は定員に達したため、②又は③の会場へ案内中です。

②及び③の会場も定員に達するようであれば、くにびきメッセでの別日程を検討します。

2 対象

事業主、衛生管理者、人事労務管理担当者等事業場の産業保健スタッフ
ストレスチェック制度を担当される方の参加をお待ちしています。

3 申込み・問合せ

参加費は無料です。別紙の「ストレスチェック制度」研修会申込書を島根産業保健総合支援センターあてFAXしてください（FAX0852-59-5881、定員到達まで特に締切は設定しません）。

会場の申込み状況等ご不明な点は、島根産業保健総合支援センター（☎0852-59-5801）へお問い合わせください。

(参考)

1 ストレスチェック制度の実施

改正労働安全衛生法第66条の10により、今年12月1日から施行される新制度です。

常時50人以上の労働者がいる事業場（＝産業医が選任されている事業場）において、労働者の心理的な負担の程度について検査（ストレスチェック）を行うこと等が、事業主の責務として義務づけられます。

法令や指針の趣旨を踏まえ、事業場、産業医、労働者それぞれが制度の仕組みを理解して、労働者がメンタルヘルス不調に陥ることを未然に防ぎ、そのために働きやすい職場作りをしていただくことが大切です。

2 ストレスチェック制度とは

定期的に労働者のストレスの状況について検査を行い（ストレスチェックの実施）、その結果に基づく医師による面接指導、面接指導結果に基づく就業上の措置、ストレスチェック結果の集団ごとの集計・分析を合わせてストレスチェック制度といます。

ストレスチェックは各事業場の衛生委員会で承認された調査票（国推奨の「職業性ストレス簡易調査票」は57項目あります。別紙参照）を用いて、労働者のストレスの程度を点数化し、その評価結果を踏まえて高ストレス者を選定し、医師による面接指導の要否を確認するものです。

3 制度の背景

仕事による強いストレスが原因で精神障害を発症して労災認定される労働者は、メンタルヘルス指針を示した平成18年以降も増加傾向にあるため、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止することが重要な課題となっています。その対策として、労働者自身に気付きの機会を与えることが必要と考えられました。

このため、ストレスチェックを行うに当たり、必要な調査票の項目、労働者が安心して正直に回答できるような個人情報保護に関する仕組み、その他労働者に不利益な取扱の禁止等が議論されました。

4 健康診断との主な類似点と相違点

- (1) ストレスチェックに使用する調査票を衛生委員会で事前に定める必要があります。
- (2) 健康診断と同じく、基本的に年1回実施してください。
なお、第1回は平成27年12月1日から平成28年11月30日までの間に行ってください。
- (3) 労働者の同意がない限り事業者の結果が知らされることのないようにしてください。
高ストレス者であることが周囲に分からないよう通知の方法に注意が必要です。
- (4) 健康診断と同じく、受検者数等の状況を労働基準監督署へ報告してください。

5 資料等

厚生労働省HPからダウンロードできます（「職場におけるメンタルヘルス対策等」検索）。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/anzeneisei12/

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 職場におけるメンタルヘルス対策・過重労働対策・心身両面にわたる健康づくり（THP）